

# 重要事項説明書

(介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護)

令和6年6月1日現在

株式会社 アミーゴ島根  
グループホームゆりさわ

松江市宍道町佐々布2130番地1



## 1. 事業者の概要

(1) 事業所名	株式会社アミーゴ島根
(2) 所在地	島根県松江市宍道町佐々布2130番地1
(3) 代表者氏名	代表取締役 百合澤 正志
(4) 電話番号	0852-66-7024
(5) 他の介護保険 関連の事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・グループホーム雲南・ゆりさわ</li><li>・デイサービスだんだん</li><li>・雲南ゆりさわ 小規模多機能型居宅介護事業所</li><li>・大東ゆりさわ 小規模多機能型居宅介護事業所</li><li>・デイサービスセンターうしお湯治村</li><li>・あっとホームゆりさわ 小規模多機能型居宅介護事業所</li></ul>

## 2. 事業所の概要

(1) 名称	グループホームゆりさわ
(2) 所在地	島根県松江市宍道町佐々布2130番地1
(3) 管理者氏名	(北ユニット) 曾田恭子 ・ (南ユニット) 吾川奈月
(4) 事業所番号	3271100442
(5) 連絡先	電話：0852-66-7024 FAX：0852-66-7025

## 3. サービス内容・提供場所等（契約書第4条関係）

(1) 内容	小規模で家庭的な環境の中で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話を提供します。認知症高齢者の一人ひとりのペースに合わせて職員と共同で買物、食事、散歩等の生活を送ることにより、認知症の進行を緩やかにし、行動障害を減少させるとともに精神的に安定した生活を送っていただく共同生活住居です。
(2) 利用日	毎日
(3) 提供場所	高齢者グループホーム
(4) 利用設備	居室(9名2単位・定員18名、和室6室・洋室12室) 浴室、台所、食堂、居間、洗濯室

#### 4. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
(1) 管理者	日勤(8:30~18:00) または介護職員の変則業務 常勤	4週8休
(2) 介護職員	・早番 (7:00~16:30) ・日勤 (8:30~18:00) ・遅番 (10:30~19:30) ・午前パート(8:30~13:00) ・午後パート(14:30~19:00) 夜勤時間外(7:00~20:00)は、原則として職員1名あたり入居者3名のお世話を致します。 夜間は、原則として職員1名あたり9名のお世話を致します。ただし、業務に支障がない場合に限り、職員1名につき18名のお世話を致します。	4週8休
(3) 計画書作成担当者	日勤(8:30~18:00) または介護職員の変則業務 常勤兼務	4週8休

#### 5. 入退居

- (1) 松江市に住所がある要支援2又は要介護者であって、認知症の状態にある高齢者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない方を対象とさせていただきます。
- (2) 入居申込者の入居に際し、主治医の診断書等により認知症の状態にある高齢者であることを確認させていただきます。
- (3) 入居者の入退居については、医師の判断等により入院治療を必要とする場合及び入居者に対し必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の介護保険施設、医療機関を紹介する等の必要な措置を講じます。
- (4) 入居者が家族等による入居契約締結の代理や援助が期待できない場合については、関係市町村と連携し成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用に努めます。
- (5) 入居者の退居に際しては、適切な指導を行うとともに居宅支援事業者等への情報の提供及び保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

#### 6. 提供するサービスの概要

##### (1) 食事の介助

管理栄養士に委託した献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供いたします。

食事の調理、盛り付け、配膳、下膳、食器の洗浄等の作業は、できるだけ利用者と職員が共同で行います。

食事時間

(朝食)7:00~8:00、(昼食)12:00~13:00、(夕食)17:30~18:30

## (2) 排泄の介助

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

オムツを使用されている利用者については適宜の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換し、適宜トイレへの誘導を行います。

## (3) 入浴の介助

一日おきの入浴または清拭を行います。希望者は毎日でも入浴することができます。

入浴は家庭での生活時間に合わせて午後～就寝前まで対応します。

## (4) 着替え等の介助

生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

シーツ交換は必要に応じ適宜交換します。

## (5) 健康管理

看護師による健康管理を行います。

主治医への定期的な通院介助を行います。

主治医または協力医療機関と連携をとり、急変時には応急処置を行います。

携帯電話により、24時間看護師との連絡を確保しています。

## (6) 相談および援助

利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

## 7. 利用料（契約書第6条関係）

### (1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護費等（介護保険適用サービス）

介護保険適用されるご利用者については、原則として提供した介護予防認知症対応型共同生活介護費、認知症対応型共同生活介護費の1割、2割または3割をいただきます。ただし、ご利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、ご利用者より「厚生大臣の定める基準額」の10割をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。

厚生省通知等により変更となる場合があります。

介護保険一部負担金（1日あたり）

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
749単位	753単位	788単位	812単位	828単位	845単位

その他加算

サービス提供体制強化加算（ ）	22単位/日
医療連携体制加算（ ）(八)(要介護のみ)	37単位/日
医療連携体制加算（ ）(要介護のみ) (該当期間のみ)	5単位/日

協力医療機関連携加算	100単位/月
初期加算（該当者のみ） （入居日又は30日を超える病院・診療所への 入院後再び入居した日から30日以内）	30単位/日
入院時費用（該当者のみ） （1月に6日を限度）	246単位/日
看取り介護加算（該当者のみ） （死亡日以前31～45日以下）	72単位/日
看取り介護加算（該当者のみ） （死亡日以前4日以上30日以下）	144単位/日
看取り介護加算（該当者のみ） （死亡日の前日と前々日）	680単位/日
看取り介護加算（該当者のみ） （死亡日）	1,280単位/日
退居時情報提供加算（該当者のみ）	250単位/回
介護職員等処遇改善加算	サービス総単位数×18.6%

（2）その他の費用（介護保険適用外の全額自費分）

当事業所の建物賃貸借契約改定による住居費変更または経済情勢の大幅な変動等で下記の金額が不相応となった場合は、書面による通知後、改定する場合があります。

室料	42,300円/月
食費	45,300円/月
光熱水費	26,700円/月
理美容代	実費
おむつ代	実費
敷金	50,000円 （入居時にお預かりし、退居時に居室の復元にかかった費用を除いて返金します。）

8. 料金の支払い期限と支払方法

（1）料金の支払時期 毎月25日

（2）支払方法 現金支払

山陰合同銀行の口座振替

指定口座への振込

・山陰合同銀行 宍道出張所 【普通】2250160

株式会社アミーゴ島根 代表取締役 百合澤正志

9. 緊急時の対応方法

認知症対応型共同生活介護の提供中にご利用者の病状に急変が生じた場合は、主治医、救急隊、ご家族等への連絡をいたします。

(1) 主治医

医療機関名		電話	
医師名			

(2) 緊急搬送病院

医療機関名		電話	
-------	--	----	--

(3) ご家族緊急連絡先

	氏名	電話番号

10. 当事業所での事故時の対応

- (1) 事故発生時の対応職員は、速やかに関係箇所に連絡し、指示を受け行動します。
- (2) 連絡、通報体制を迅速にして、事故の様態、事故後の経緯、事故の原因等を整理分析し事故報告書を提出します。
- (3) リスクマネジメント委員会において協議を重ね事故防止、再発防止につとめます。

11. 損害賠償

利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、当施設が契約している保険会社の契約内容に基づき、速やかに賠償を行います。

12. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

(1) 協力医療機関

- ・医療法人 同仁会 こなんホスピタル  
電話：0852-66-0712 FAX：0852-66-0711
- ・松江市国民健康保険来待診療所  
電話：0852-66-0002 FAX：0852-66-9064
- ・胃腸科内科田中医院  
電話：0852-66-0022 FAX：0852-66-0081

(2) 協力歯科医療機関

- ・深田歯科医院  
電話：0852-66-1646

13. 相談・苦情窓口

- (1) ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。また、玄関ホールに意見箱も設置してありますのでご利用下さい。ご相談や苦

